

2015年3月26日

名古屋市教育委員会  
教育長 様

名古屋市職員労働組合  
教育委員会事務局支部  
支 部 長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る申入れ

2015年4月より標記の法律が施行されることになりました。同法では、これまでの教育委員長と教育長を廃し、新たな「教育長」を首長の任命によって配置することとしています。また、首長と教育委員会により構成される総合教育会議が設置され、当該地方自治体の教育の方針である「大綱」を定めることとなっています。

一方で、教育委員会の担う役割は改正前から変更はなく、合議制の執行機関として引き続き設置されることとなっています。さらに、首長と教育委員会との調整がつかない事項を教育委員会が尊重する義務を負わないことも明らかになっています。

教育行政は、継続性、安定性をもって運営されることが求められており、また結果出るまで時間がかかりその結果も把握しにくいという特性のもと、漸進的に行われるべきものです。

こうした中、各種計画や施策を立案し、教育委員会が決定した方針に基づき教育施策を実施する上で重要な役割を担うのが私たち事務局職員です。住民の期待に応える教育委員会であるためには、教育委員とともに事務局職員が住民や教育現場に寄り添うことができる職員集団であるべきです。

また、首長の介入に屈せず、教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保することが必要です。その意味で、総合教育会議を担当する部署を教育委員会事務局においたことは非常によいことだと考えます。

以上のことを踏まえ、以下のことを要求します。

#### 記

1. 事務局職員が教育における地方自治の意味や教育の条件整備、子どもの人権、社会教育の自由の原則について学ぶ機会の保障を求めます。
2. 引き続き、教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保するための仕組みを構築することを求めます。